

議案第 32 号

登米市（仮称）地域交流センター整備事業に関する住民投票条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく登米市（仮称）地域交流センター整備事業に関する住民投票条例の制定の請求を令和7年2月26日に受理したので、同条第3項の規定により、別紙の意見を付けて議会に付議する。

令和7年3月12日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市（仮称）地域交流センター整備事業に関する住民投票条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、本市の（仮称）地域交流センター整備事業について、住民の意思を確認することを目的とする。

（住民投票）

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号の選択肢について、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

（1） 登米市（仮称）地域交流センター整備事業に賛成

（2） 登米市（仮称）地域交流センター整備事業に反対

2 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

（住民投票の執行）

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を登米市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任することができる。

（住民投票の期日）

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して90日を経過する日までの間において市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めた場合において、前条第2項の規定により選挙管理委員会に事務を委任した時は、速やかに選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により投票日を定めた時は、当該投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

（投票資格者）

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1） 投票日において年齢満18歳以上の日本国籍を有する者

（2） 前条第3項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）の前日において、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む）から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者（投票日（第8条第2項に規定する期日前投票にあっては、当該期日前投票を行う日。次項において同じ。）において本市に住所を有していない者を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条

の規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票の投票の資格を有しない。

(投票資格者名簿の調製)

第6条 市長は、投票資格者の名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製しなければならない。

(投票の方式)

第7条 住民投票は、一人一票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。

(投票所においての投票)

第8条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(無効投票)

第9条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の選択肢の欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(情報の提供)

第10条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、(仮称)地域交流センター整備事業に関して、投票資格者が判断し、意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供しよう努めるものとする。

(投票の促進)

第11条 市長は、投票資格者の半数以上の投票を目指し、広報その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。

(投票運動)

第12条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環

境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(投票及び開票)

第13条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、規則で定めるところによるもののほか、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定により行われる本市の議会の議員又は長の選挙の例による。

(投票結果の告示等)

第14条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の取扱い)

第15条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

別紙

登米市（仮称）地域交流センター整備事業に関する住民投票条例の制定 に対する意見

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定に基づき、登米市（仮称）地域交流センター整備事業に関する住民投票条例の制定について請求があったため、同条第 3 項の規定により、以下のとおり意見を付します。

1 登米市（仮称）地域交流センター整備に係る経緯

本市では、以前、新庁舎建設に向けた取組を進めていましたが、私が市長に就任した平成 29 年 4 月時点では、庁舎建設に係る基金も設置されておらず、新庁舎建設よりも子育て支援などの事業を優先させるため、新庁舎建設は一旦白紙とし、既存施設を有効活用した、これまでどおりの行政運営を行うこととしていました。

しかし、私が想定する以上に、本庁舎（旧庁舎）は老朽化が進んでおり、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて、庁舎・設備の劣化診断調査や建物の基礎杭の損傷度調査を行ったところ、改修に多額の費用がかかること、調査した基礎杭 7 本のうち 1 本が座屈しており、その影響からか建物の沈下及び一部傾きが判明しました。

このため、劣化診断調査や基礎杭の損傷度調査の結果に基づき、旧庁舎の長寿命化可能性調査を令和元年度に予算化したところでしたが、国においては、平成 28 年度に発生した熊本地震の影響などを踏まえ、償還時に財源手当が受けられ、有利な地方債である合併特例債の発行期限が令和 12 年度まで延長されたことや、令和 2 年度の法改正により対象となった立地適正化計画に基づく国の補助金など、有利な財源の活用が可能になりました。

これを踏まえ、将来に向けた施設のあり方等を改めて総合的に検討したところ、多額の費用をかけて大規模な改修を行ったとしても、根本的な建物の寿命が延びるものではなく、建物の残存年数も短いなどの理由から、長寿命化改修は一旦、立ち止まり、再検討することとしたものであります。

しかし、将来に向けた施設のあり方や人口減少・少子高齢化が進行する中、かつてのにぎわいが失われつつある中心市街地の活性化など、本市が抱える課題の解決は必要だと考えてきたところであり、市長として 2 期目がスタートする令和 3 年度において、人口減少や少子高齢化により空洞化が進行する中心市街地の活性化に向け、にぎわいの創出とまちづくりの核となる施設が必要と考えたところであります。

このため、令和 5 年 12 月に登米市立地適正化計画を策定し、更新時期を迎える公共施設の再編に伴う市街地の都市機能の集約や、拠点となる市街地への緩やかな居住誘導によるコンパクトな拠点づくりとともに、拠点内及び地域間を公共交通で結ぶ「コ

ンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現による持続可能なまちづくりに取り組むこととしたものであります。

その中で、（仮称）地域交流センターを都市機能誘導施設の一つとして位置付け、その具現化を図るため、登米市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づく多機能・複合化施設として、公民館や図書館、市民交流などの機能に行政・議会機能を併せ持つことで、施設利用者の利便性向上が図られるとともに、多くの市民が集い、交流が生まれ、にぎわいが創出される施設として、整備に取り組むこととしたものであります。

有利な地方債である合併特例債の活用は令和 12 年度までであり、施設整備までのスケジュールを考慮すれば、まさに今がラストチャンスとなるため、活用の条件となる登米市建設計画の変更について、令和 5 年 12 月定期議会で承認をいただいたところであります。

この合併特例債と、更には国の補助金を併せて活用することで、将来世代への負担を出来る限り抑制することが可能となります。

議会においても、令和 5 年 5 月特別議会で、「本事業は将来の登米市を創造し、生活環境の機能強化を図る上での重要事項として捉え、施設整備によるまちづくりのあり方に関して調査・検討し政策提言を行う」ことを目的として、全会一致で中心市街地等活性化特別委員会が設置されております。そして、令和 5 年 9 月定期議会において、（仮称）地域交流センター整備に係る基本構想及び基本計画の策定等に係る予算について議決をいただき、現在まで取組を進めてきたところであります。

基本構想及び基本計画の検討に当たり、これまで市民説明会や市民ワークショップ、学生ワークショップ、市民アンケート等を通じて、市民の皆様に参画いただいて進めるとともに、学識経験者や市民団体の代表者等で構成する登米市（仮称）地域交流センター整備有識者会議を 6 回開催し、ご協議いただいてまいりました。

また、市民の皆様の代表である議会においても、中心市街地等活性化特別委員会を 27 回開催いただき、将来の登米市を見据え、様々な視点から積極的に議論を重ねられ、基本構想については承認をいただき、基本計画についても、今月末にはその検討が完了する見込みであります。

また、令和 7 年 2 月定期議会において、令和 7 年度以降に実施する基本設計等の関連予算についても、中心市街地等活性化特別委員会で協議いただいた上で提案しているものであり、4 月以降においても、計画的に事業を進めていくこととしております。

2 登米市（仮称）地域交流センター整備に係る今後の方針

基本構想の最終案において、（仮称）地域交流センターの整備に向けた基本理念に「未来へつむぐ、ひと・地域・文化の交流拠点」、この理念が目指す将来像として「まちのにぎわいを生む」「市民主役の多様な交流「活動」の場をつくる」を掲げており

ます。

近年、人口減少や少子高齢化の進行、多様化する市民ニーズや高度情報化社会への対応など、行政需要が高まり変化する中、老朽化した公共施設の維持・更新という課題を抱えながら、市民生活を支えるサービスをこれまでと同様に提供していくことは、将来的な財政運営を考慮しても、持続的な対応が困難となることが見込まれます。また、中心市街地においては、空き地や空き店舗が増加するなど空洞化が進行し、かつてのにぎわいが失われつつある厳しい状況にあります。

このことは、本市が持続可能なまちづくりを進める上でも喫緊の課題として捉えており、この課題に対応した取組を進めることが、今の時代を生きる私たちに課せられた責務であると考えております。

このため、（仮称）地域交流センターの整備によって、市内外から来訪する誰もが利用しやすく、効率的で質の高い行政サービスを提供できる施設を目指すとともに、未来を担う次世代の子どもたちをはじめ、市民の夢や希望を未来につむぎ、新たな「登米（とめ）らしさ」を生み出す、まちづくりのシンボルとなる施設を整備することで、市民の皆様がこれまで以上に誇りや愛着を持てる「まち」として、さらには、市内外の人々を引き付ける魅力的な「まち」として、本市が持続的な発展を遂げるための好機としていかなければなりません。

さらに、本施設整備を通じて、多くの人々が集うことで多様なにぎわいを生み出すとともに、本施設がにぎわいや交流の拠点となり、市内9つの地域をつなぎ、地域同士の交流を促すことで、各地域を活性化させるだけでなく、中心市街地のにぎわいを各地域に広げ、市全体が持続可能な「元気のあるまち」になることを目指し、取組を進めるものであります。

3 条例案の問題点

条例制定の請求があった「登米市（仮称）地域交流センター整備事業に関する住民投票条例案（以下「条例案」という。）」は、第15条において、「市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。」と規定してありますが、この条例案には、住民投票の成立要件に関する規定がありません。住民投票は、住民の意思を尊重し、その総意を市政に反映するための制度であります。投票率が著しく低い場合には、その結果が市民の皆様の意思を十分に反映したものとは言えないものであるとともに、特定の団体等の考えのみに偏った投票結果が市民の総意とみなされるおそれもあります。市長、市議選挙などにおいても、当選するためには一定数以上の得票数が必要とされており、このことから住民投票においても、一定の成立要件がなければならないものと考えます。また、同条では、単に「住民投票の結果を尊重しなければならない」と規定しているため、投票による過半数の意思、又は少数の意思、どちらの意思を尊重しなければならないのか、明記されていないところでもあります。

なお、条例案では第1条において、その目的を「本市の（仮称）地域交流センター整備事業について、住民の意思を確認すること」と規定されており、第2条第1項並びに第7条第2項において、住民投票では、本件整備事業に対する「賛成」の意思か「反対」の意思の、いずれかを表明することとされています。しかし、表明される「賛成」の意思の中には、基本構想及び基本計画が示す考え方のすべてに賛成するものや一部のみに賛成するもの、「反対」の意思の中にも、全てに反対するものや一部のみに反対するものなど、様々な意思が含まれるものと思います。そのため、単に賛否のみを問う住民投票を実施したとしても、条例案の目的とする市民の皆様の意思を十分に確認することはできないものと考えております。

このほかにも、第13条において「投票及び開票に関し必要な事項については、規則で定める」と、また第16条では「規則」への委任が規定されておりますが、この「規則」とはどのような規則を指すのかが不明であることなど、条例案には問題点が散見されるものであります。

4 条例案の制定に対する意見

（仮称）地域交流センターは、市民交流機能、行政・議会機能、図書館機能、公民館及び保健センター機能を備えた複合化により、まちづくりの核として、市民の安全・安心を守るとともに、未来を担う次世代の子どもたちをはじめ、様々な世代の人に積極的に利用してもらうことで、中心市街地ににぎわいを取り戻し、新たな交流の創出につながるものと考えております。多様な公共サービスを提供する公共施設は、市民の共有財産であり、長期にわたり利用されるものであります。市民が「どのように使い、活動していくのか」を考え、「自分たちの施設」として愛着を持ち、永く地域とともにある施設となることを目指しており、市民自らが主役となって様々な活動の場をつくることで、市民活動のさらなる活性化が期待できます。

さらに、（仮称）地域交流センターは、災害時において、災害対策本部機能を有する施設となることから、市民の安全・安心を守るために、その機能を維持する必要があります。

これらを実現するため、（仮称）地域交流センターの整備は重要な施策であり、事業費、長期的な視点での財政負担、持続可能なまちづくりなど、様々な事項からなる複雑多岐にわたる論点を踏まえて、総合的に判断されるべきであります。そして、その判断を行うのは、市民の皆様の代表であり、重要な意思決定に関する事件を議決する役割を担っておられる議会であると考えております。

一方で、条例の制定の請求をはじめとする直接請求制度は、市長及び議会による間接民主主義を補完するため、重要な意義を持っていることは理解しております。

しかし、（仮称）地域交流センターの整備につきましては、約2年にわたり議会に設置いただいた中心市街地等活性化特別委員会の27回にもわたる詳細な調査をはじめ、

議会の本会議での議論、市民説明会、市民ワークショップ、学生ワークショップ、市民アンケート等を通じて、広く市民の皆様からいただいたご意見を反映するとともに、（仮称）地域交流センター整備有識者会議においてもご協議いただきながら、検討を進めてきたものであります。

また、本施設の整備に当たっては、一定の財政負担が生じるため、その負担を可能な限り軽減することが重要であることから、有利な財源となる合併特例債や国の補助金を活用することにより、市の財政負担を大幅に軽減することが可能となりますが、合併特例債の活用期限が令和12年度までと差し迫っており、この機会を逃し、事業を先送りすることは、この財政負担の軽減分の負担を将来の世代に強いることとなります。

（仮称）地域交流センターの整備については、これらの議論等を踏まえ、基本構想及び基本計画の策定に取り組んでいるところであり、今後着手する基本設計及び実施設計等の関連予算についても、その取組を進めるべく、令和7年2月定期議会に提案したところであります。

これまで広く市民の皆様からご意見をいただきながら、市民の皆様の負託を受けた私と議員の皆様とで多くの議論を重ね、将来のまちづくりを見据えた様々な観点から総合的に検討を進めてきた中で、（仮称）地域交流センター整備事業について、単に賛否を問う住民投票を行うことは、これまで市と議会が両輪として熟慮・議論を重ねてきた経過を顧みないものであり、認めがたいものであると考えます。

以上のことから、（仮称）地域交流センターの整備につきましては、今後もより積極的な情報発信に努めるとともに、広く市民の皆様にご意見をいただく機会を設けながら、地方自治制度の根幹をなす議会制民主主義の手續に沿って進めてまいりますので、私は、（仮称）地域交流センター整備事業の賛否を問う住民投票条例を制定する必要はないと考えます。